

郡山市入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領

平成19年8月6日制定
令和7年8月22日最終改正
〔財務部契約検査課〕

（趣旨）

第1条 この要領は、郡山市入札監視委員会開催要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、郡山市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（入札及び契約の手続等の報告）

第2条 要綱第2条に規定する事項について意見を聴取する場合は、意見聴取の対象となる入札及び契約の手続等の報告を行うものとする。

2 前項の報告は、入札及び契約の手続について設計金額が200万円を超えないものを除く本市が発注した建設工事（市長及び上下水道事業管理者が発注した工事をいう。）及び設計金額が100万円を超えないものを除く本市が発注した除染業務委託（市長が発注した除染業務委託をいう。）に関するものとし、原則として、会議開催の前々月以前4か月間における入札及び契約の手続、指名停止の措置並びに談合情報への対応状況について行うものとする。

（意見聴取対象事案の抽出）

第3条 座長を除く委員の中から50音順の輪番により該当する委員が、前条第2項に規定する期間の内に発注された一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の中から、次に定めるところにより抽出するものとする。

（1）抽出の実施時期 委員会開催の2週間前までに行うこと。

（2）抽出件数 抽出する件数は合計で9件程度とし、建設工事については、入札方式の区分ごとに、概ね、制限付一般競争入札から3件（本市2件、上下水道局1件）、指名競争入札から3件（本市2件、上下水道局1件）、随意契約から2件（本市1件、上下水道局1件）、除染業務委託については、入札方式によらず1件（本市1件）を目安とすること。ただし、対象期間内に発注実績のない場合については、この限りではない。

（3）抽出結果の報告 抽出を行った委員は、委員会において抽出結果の報告を行うこと。

（抽出事案の意見聴取手順）

第4条 当該工事の契約担当課職員及び工事担当課職員は、抽出された事案に関し、競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約の理由等の説明を行い、委員は、それらの理由及び経緯等について意見を述べるものとする。

（苦情申立てに係る意見聴取）

第5条 委員会に対し市長から要綱第2条第3号により本市が発注した建設工事に関し、入札及び契約の手続に係る苦情について意見聴取があった場合は、郡山市入札及び契約の手続等に関する苦情処理要領（平成14年2月7日制定）第3条に規定する苦情の申立てに関する書面

又は郡山市上下水道局入札及び契約の手續等に関する苦情処理要領（平成19年8月6日制定）第4条に定める苦情申立書及び当該申立てに係る市又は上下水道局の対応案について当該工事の契約担当課職員から説明を受け、その申立ての取扱いについて意見を述べるものとする。

（会議の概要の作成及び公表）

第6条 委員会は会議終了後、速やかに会議に係る概要を作成し、市ウェブサイトにより公表するものとする。

附 則

この要領は、平成19年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要領は、令和7年9月1日から施行し、同日以降に起工した工事及び除染業務委託に適用する。

（経過措置）

2 改正前の郡山市入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領に基づく報告については、なお従前の例による。